

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の認可の告示（令和4年中部地方整備局告示第107号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

令和4年12月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路事業3・4・26号金岡浮島線

2 施行者の名称

静岡県

3 事務所の所在地

静岡市葵区追手町9番6号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

静岡県沼津市西椎路字藏下及び椿下並びに東原字長通、字榎田通、字中田通及び字下方通地内

(2) 使用の部分

なし